



障害児就学費助成金



市では心身に障がいのある児童の保護者に、就学、治療又は指導訓練を奨励するために、交通費など就学に要する費用の一部を助成しています。

対象者

市に1年以上住所があり、特別支援学校などに通学、通園する身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童を監護する保護者。

申請など制度の詳細については、市民部福祉課までお問い合わせください。

助成金額

区分	内容	助成金額(児童一人当たり)
1	付き添いを必要とする児童を学校などに保護者が送迎している場合	年間60,000円
2	児童本人が単身で公共交通機関を利用して通学、通園をしている場合	公共交通機関の定期運賃の半額(限度額60,000円)
3	学校などのスクールバスを利用して通学、通園をしている場合	年間30,000円
4	訪問教育を受けている場合	年間30,000円

特別支援教育支援就学奨励費などその他の制度により通学費の補助を受けている場合は、各区分の金額に関わらず、年間30,000円を助成額とする。

児童障害者福祉年金

市では心身に障がいのある児童の保護者に、児童障害者福祉年金を交付しています。

対象者

市内に1年以上住所があり、児童障がい者を実際に監護する保護者。

年金額

身体障害者手帳1級、療育手帳(A)	年額60,000円
身体障害者手帳2級、療育手帳A	年額54,000円
身体障害者手帳3・4級、療育手帳(B),B	年額48,000円

●児童障がい者とは

市内に住所があり、満20歳未満で次のいずれかに該当する児童

- ①身体障害者手帳の障害の程度が1～4級まで
- ②療育手帳の交付を受けている

申請など制度の詳細については、市民部福祉課までお問い合わせください。



問合先 市民部福祉課福祉グループ Tel.26-1228

家庭教育

だじょうぶ
気づいた時が出発点

Ver11

幼児期③

～乗り越える勇気を育む～



3歳くらいまでは、どんなことがあってもまずは抱きしめてあげるということを忘れないでください。この時期、お友達と喧嘩をしておたれたりして、泣いてきます。そういう時にぎゅっと抱いて、「どうしたの?」と聞いてあげます。すると子どもは、「○○ちゃんがぶつた」と言う。「痛かったよね、だからあなたは友達にはしないよね。きつと○○ちゃんは間違ったのかもしれないね。だからもう一回遊ぼうって言える?」と、もう一度送り出してあげる。これが乗り越える勇気を育むということなのです。

しかし、つい私たちは「もう○○ちゃんとは遊ばなくていい。お母さんが新しいお友達を探してあげる。」と、こう言ってしまうがちです。子どもがかわいくて、切ない思いをさせたくないから言ってしまうのですが、これでは逃げていただけで、目の前の問題を乗り越えていくことができません。けんかをして、また行って仲直りして、「あそぼ」って言えば素晴らしい。これこそが人間関係の第一歩。勇気を出して、素晴らしい一歩が踏み出したということなのです。

こういうところで私たち親が喜びを感じられるようになる、子どもはもっと自由な世界の中で、よりよい成長をしていくことができるのではないかと思います。

問合先 市教委生涯学習課 Tel.26-12338